

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成27年7月15日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
厚生年金保険関係	2件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	2件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500069 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1500028 号

第 1 結論

訂正請求記録の対象者の A 事業所における厚生年金保被保険者資格の喪失年月日を昭和 47 年 1 月 24 日から同年 11 月 1 日に訂正し、同年 1 月から同年 9 月までの標準報酬月額を 6 万 4,000 円、同年 10 月の標準報酬月額を 5 万 2,000 円に訂正することが必要である。

昭和 47 年 1 月 24 日から同年 11 月 1 日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 (続柄) : 女 (妻)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生

3 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 47 年 1 月 24 日から同年 11 月 1 日まで

夫は、昭和 43 年 9 月に、A 事業所に入社し、昭和 47 年 10 月 31 日まで勤務したにもかかわらず、請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

請求期間を厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者が提出した訂正請求記録の対象者の A 事業所に係る昭和 47 年 1 月分、同年 2 月分及び同年 4 月分の給与支払明細書によると、当該期間に係る給与が支給され、厚生年金保険料を当該給与から控除されていることが確認できる。

また、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により請求期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の陳述から、訂正請求記録の対象者は、厚生年金保険被保険者の資格喪失日 (昭和 47 年 1 月 24 日) 以降も同事業所に継続して勤務していたことが推認できる。

さらに、訂正請求記録の対象者の A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、厚生年金保険被保険者の資格喪失日は昭和 47 年 1 月 24 日と記録されているにもかかわらず、当該被保険者資格喪失日以後の昭和 47 年 10 月 1 日に標準報酬月額が改定又は決定された旨記録されている上、事業主から返納された健康保険被保険者証を社会保険事務所 (当時) が受理した日は、同年 11 月 1 日と記録されていることから、社会保険事務所における事務処理の過誤があった可能性も否定できない。

これらの事実について、日本年金機構 B ブロック本部 C 事務センターは、事業所が届け出た訂正請求記録の対象者に係る資格喪失年月日は、昭和 47 年 1 月 24 日とは考えられない旨回答している。

また、請求者は、訂正請求記録の対象者が病気を経験していることもあったため、A事業所を退職した後、7日以内くらいには、国民健康保険及び国民年金の手続を行っているはずだと陳述しており、オンライン記録によると、訂正請求記録の対象者は、同事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、昭和47年11月1日付けで国民年金の被保険者資格を取得し、同年11月以降の国民年金保険料を納付していることから、訂正請求記録の対象者の同事業所に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日は同年11月1日である旨の請求内容に不自然さは見られない。

これらを総合的に判断すると、事業主は、訂正請求記録の対象者が昭和47年11月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったと認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、訂正請求記録の対象者に係る前述の被保険者原票における昭和46年12月及び昭和47年10月の標準報酬月額に係る記録から、同年1月から同年9月までの期間を6万4,000円、同年10月を5万2,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500073 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1500029 号

第 1 結論

請求者のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 55 年 5 月 18 日から 54 年 8 月 28 日に訂正し、同年 8 月から 55 年 4 月までの標準報酬月額を 16 万円とすることが必要である。

昭和 54 年 8 月 18 日から 55 年 5 月 18 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 54 年 8 月 18 日から 55 年 5 月 18 日までの期間の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 54 年 8 月 28 日から昭和 55 年 5 月 18 日まで

私は、A社に昭和 49 年 3 月から現在まで継続して勤務しているが、請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がないことが分かった。請求期間は、同社B支店において勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第 3 判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びA社が提出した請求者に係る職員身上申告書、人事カード、職務歴(異動歴)証明書により、請求者がA社に継続して勤務(昭和 54 年 8 月 28 日に同社本店(C支店)から同社B支店に異動)していることが確認できる。

また、A社は、請求者は昭和 54 年 8 月 28 日付けで、同社B支店へ異動したが、当時の担当者の資格取得届の遅延があった旨回答しており、請求期間における厚生年金保険料についても給与から控除していたと回答している。

さらに、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社B支店に係る昭和 55 年 5 月の厚生年金保険被保険者名簿の記録から 16 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は請求者に係る厚生年金保険料を納付したか否かは不明としているが、請求期間について、同社が保管する請求者に係る前述の職務歴(異動歴)証明書により昭和 54 年 8 月 28 日付けでB支店へ異動した発令日が確認できる上、同社は、厚生年金保険の記録における資格取得年月日である 55 年 5 月 18 日について、同社B支店の担当者が請求者の同支店に係る資格取得の届出を遅延したと思われる旨回答していることから、資格取得年月日は社会保険事務所(当時)では知り得ない日付であることから、事業主から同日を資格取得年月日として厚生年金保険被保険者資格取得届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者に係る 54 年 8 月から 55 年 4 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は請求期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500065 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1500014 号

第 1 結論

平成 3 年 4 月から平成 4 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 3 年 4 月から平成 4 年 3 月まで

平成 3 年度は A 市役所の国民年金課において、国民年金の加入手続及び免除申請手続きを行い、平成 4 年度は B 大学において国民年金保険料の免除申請手続きを行ったが、私の年金記録を確認したところ、平成 4 年度は保険料の申請免除期間となっているが、平成 3 年度は保険料の未納期間となっている。請求期間の国民年金保険料の免除申請手続きを行ったので、免除期間として認めてほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、平成 3 年度に A 市役所において国民年金の加入手続を行うとともに、請求期間に係る免除申請手続きを行ったと主張しているが、A 市が保管する請求者に係る「国民年金の資格取得・喪失の記録」によれば、請求者の国民年金被保険者の資格取得日（20 歳到達日である平成元年*月*日）に係る届出年月日は平成 4 年 7 月 27 日と記録されていることが確認できる上、オンライン記録により、請求者の国民年金手帳記号番号の前後における複数の被保険者に係る資格処理日は請求者と同じ平成 4 年 8 月 25 日であることからすると、請求者の国民年金手帳記号番号は平成 4 年 7 月頃に同市で払い出されたものと推認される。

また、請求期間当時は、国民年金保険料の申請免除承認期間の始期は免除申請日の属する月の前月とされているところ、前述のとおり、請求者の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認される時期からすると、請求期間は、制度上、免除申請を行うことができない期間であり、このほかに請求者に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された事跡は見当たらない。

さらに、A 市は、「請求者の請求期間に係る国民年金保険料免除申請書等の関係資料については、全て廃棄処分となっており、関係資料の提出ができない。」と回答している。

加えて、請求者が、請求期間について国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料もなく、請求者の保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500077 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1500015 号

第 1 結論

昭和 50 年 7 月から昭和 60 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 50 年 7 月から昭和 60 年 3 月まで

私が 20 歳になったので、父が役場で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を定期的に納付していた。口座振替制度が始まると、父の郵便局の口座からの引落としにより納付していたが、請求期間が未納となっている。私の国民年金保険料は父が納めていたはずなので、請求期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、自身が 20 歳になった頃、請求者の父親が請求者の国民年金の加入手続きを行い、請求期間の国民年金保険料を定期的に納付していたと陳述している。

しかしながら、i) 払出補助簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和 60 年 9 月頃に A 市に対して払い出されていること、ii) オンライン記録によると、国民年金被保険者の資格取得日 (昭和 50 年 * 月 * 日) に係る入力処理日は、昭和 60 年 10 月 29 日と記録されていること、iii) オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿を確認したが、A 市において請求者に対し別の記号番号が払い出された事跡は見当たらないことがそれぞれ確認できることから、当時、請求期間は未加入期間であり、請求者の父親が請求者の当該期間に係る国民年金保険料を現年度納付することはできない。

また、B 事業所は、請求者が自身の国民年金保険料が口座振替されていたとする請求者の父親名義の預金口座に係る預金取引明細履歴について、調査可能期間を経過しているため回答することができないとしている。

さらに、請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、請求者の国民年金の加入手続きを行い、請求期間の国民年金保険料を納付したとする請求者の父親は、既に他界しているため、当該期間に係る国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付状況等について、具体的な陳述を得ることができない。

加えて、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。